

## 令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和元年9月9日（月） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 10名

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| 2. 古川 和昭 委員  | 3. 石原 和弘 委員 | 4. 鈴木 一男 委員  |
| 5. 山田 芳裕 委員  | 6. 奥山 喜和子委員 | 7. 浅海 博行 委員  |
| 8. 石井 栄一 委員  | 9. 時田 将 委員  | 10. 鈴木 有光 委員 |
| 11. 川村 誠司 委員 |             |              |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員  | 飯田 展久 委員 |          |

### 3 事務局出席者

- 事務局長 佐山 佳明  
事務局次長 浅海 一洋  
主任主事 山田 亮  
主任主事 田中 絵美

### 4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- |                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について         | 1件 |
| 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について         | 6件 |
| 議案第3号 農用地利用集積計画について                | 1件 |
| 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出について         | 3件 |
| 報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出について         | 5件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について      | 3件 |
| 報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について        | 2件 |

### 5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が10名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員に  
10番、鈴木有光委員  
2番、古川和昭委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。  
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。  
今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長 議長  
浅海 議長 8番、石井栄一班長  
石井 班長 1班の現地調査の報告をいたします。  
8月30日午後1時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。  
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について6件、農用地利用集積計画について1件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について1件の計9件です。  
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。  
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。  
以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、11番、川村誠司委員の退席を求めます。  
(川村委員退席)

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
山田主任主事 議長  
浅海 議長 山田主任主事  
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。  
本申請は、親族間で農地の贈与を行うことで農業経営の安定を図るものです。  
申請地は、畑1筆、面積4,507平方メートルです。

営農計画は、農用地利用集積計画による賃貸借により、賃借人がカブの作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は2.2ヘクタール以上であり、年間の従事日数は280日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治委員

澁谷 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積4,507平方メートルの普通畑として適切に耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、当該地において設定されている農用地利用集積計画による賃借権については、所有権移転後も引き続き有効となる旨を周知いたしました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長 11番、川村誠司委員の除斥を解きます。

(川村委員着席)

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積179平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による建売分譲住宅用地です。

申請理由は、譲受人は不動産業を営んでいますが、周辺の宅地化が進み、教育施設をはじめとした住環境も充実していることから計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、分譲区画ごとに浸透枿を設置することで雨水等の流出を抑制するとともに、ブロック1段から3段積み及びフェンス、CP型枠擁壁で囲うことで、土砂等の流出を抑制しま

す。農地区分は、半径500メートル以内に鉄道の駅があることから、第2種農地に該当しますが、代替性として、申請地は住環境等から住宅開発に適し、また、計画に見合った広さなどを考慮すると、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより、申請済みであることを確認しています。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1の調査報告いたします。

8月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積179平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請内容は事務局説明のとおりです。

審査会において、譲渡人が所有する隣接農地について、今後もしっかり耕作するよう指導するとともに、この農地を許可なく資材置場等にとすると、違反転用になる旨を周知しました。また、小学校も近いことから、工事期間中はもとより、施工後も出入り等には十分注意するよう指導しました。最後に、許可後

は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出するとともに、地目変更を行うよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたしますが、審議番号2から審議番号5までは関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 異議なしと認め、審議番号2から審議番号5までを一括審議といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページから5ページまでをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2から審議番号5までは関連していますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号2が、田1筆、面積142平方メートルで、審議番号3は、田1筆、面積62平方メートルで、審議番号4が、田2筆、合計面積29.3平方メートルで、審議番号5は、田1筆、面積89平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による駐車場拡張用地です。

申請理由は、譲受人は幼稚園を経営し、駐車場の増設並びに拡張を行ってきましたが、行事等を開催すると、現在でも駐車場が不足していること、また、駐車場の形状を整えることによる有効活用を目的としたもので、転用計画は適当であるものと思われま

す。周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、砂利敷きによる自然浸透とすることで雨水等の流出を抑制するとともに、周囲に2段積みブロックフェンス並びにL字型コンクリート擁壁を設置し、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当いたします。代替性につきましては、駐車場の拡張であることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

奥山 委員 議長

浅海 議長 6番、奥山喜和子委員

奥山 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号2から審議番号5までは関連していますので、一括して調査報告をいたします。

8月30日午後1時に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

審議番号2は、田1筆、面積142平方メートルで、審議番号3が、田1筆、面積62平方メートルで、審議番号4が、田2筆、合計面積29.3平方メートルで、審議番号5は、田1筆、面積89平方メートルで、合計面積32.3平方メートルの休耕田です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、申請地は既存の駐車場より低くなっていることについて、敷地内整地で行えるのか確認したところ、問題はないとのことでした。次に、隣接する所有者不明農地が、結果的に残地となるが、安全性等に問題はないか確認したところ、当該農地の周囲を杭及び工事用シートで囲むことで、園児等が入れないようにするとのことでした。

最後に、道路河川管理課より、市道及び水路にかかる工事は許可が必要であり、土砂等の流出があった場合は適切に対応するよう依頼があったことを周知いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断いたしました。皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2から審議番号5までについて、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号2から審議番号5までは可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号6を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号6でございます。

申請地は、畑2筆、合計面積729平方メートルです。

転用計画は、所有権移転による車両置場用地です。

申請理由は、譲受人は土木業を営んでいますが、トレーラー等を置いていた車両置場の契約が終了することに加え、従業員の通勤用車両を駐車する場所がないことから、今回各車両等をまとめて置ける車両置場を計画したもので、転用計画は適当であるものと思われま。

雨水対策につきましては、申請地を前面道路とレベルを合わせ、砂利敷きによる自然浸透とすることで雨水等の流出を抑制するとともに、既存ブロック4段積みにより周囲への土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、譲受人の会社に近接し、所有する車両等の台数から適当な面積であり、前面道路の幅員も確保されていることから、他の土地では代替えがきかないものと思われま。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めま。

鈴木 委員 議長

浅海 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号6の調査報告いたします。

8月30日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施いたしました。

申請地は、畑2筆、面積729平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、防犯対策は行わないのか確認したところ、現在は計画していないが、使用後に必要となれば検討したいとの回答でした。次に、土砂の搬出については、搬出先における関係法令を遵守するよう指導いたしました。次に、前面道路は交通量が多く、スピードも出やすい直線道路であることから、工事期間中はもとより、施工後においても十分注意するよう指導いたしました。

最後に、開発指導室より、建物等の建築ができないこと、道路河川整備課より、区域外へ直接雨水が流出しないこと、道路河川管理課より、市道や近隣住宅への砂利等の流出対策を取るとともに、出入口部分について横断グレーチングの設置を検討願いたい旨の依頼を周知いたしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断いたしましたが、皆様のご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号6について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、審議番号6は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第



18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和元年8月23日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められてたものです。

計画は、畑3筆、合計面積2,960平方メートルの農地の賃貸借による利用権の更新で、3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

浅海 議長 澁谷好治推進委員

澁谷 委員 議案第3号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑3筆、合計面積2,960平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり農用地利用集積計画の更新で、賃貸借による利用権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願います。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

浅海 議長 続きまして、議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

浅海 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の7ページをご覧ください。

議案第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、審議番号1でございます。

申請地は、畑1筆、面積2,191平方メートルです。

本申請は、生産緑地の買取り申出を行うために提出されたものです。

買取り申出事由は、主たる農業従事者の死亡によるものです。

買取り申出事由の生じた者が、農業に従事していたことは、農地台帳及び事情聴取により確認しています。

以上です。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

浅海 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第4号生産緑地に係る主たる従事者についての証明願について、審議番号1の調査報告をいたします。

申請地は、畑1筆、面積2,191平方メートルの普通畑でした。

本申請は、農業従事者の死亡を事由とする生産緑地の買取り申出をするために申請されたもので、事務局説明のとおり、買取り申出事由が生じた者は農業従事者であったことは明らかであり、生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者であったことを証明することは、適当であると思われま

す。皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第4号について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第4号は可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件はすべて終了いたしました。

続きまして、報告事項を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局の報告をお願いいたします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の8ページから9ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条の規定による転用届出5件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

続きまして、議案書の10ページから11ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていまして、会長専決により証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の12ページから13ページまでをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について2件につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに事務局において現地調査を行ったところ、宅地等となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長

ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

浅海 議長

これにて本定例総会に提出されました報告事項は、すべて終了いたしました。

以上で、令和元年（平成31年）鎌ヶ谷市農業委員会第9回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和元年10月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 古川 和昭

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光